

静岡県告示第684号

農林水産大臣から、次のとおり解除予定保安林にした旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和7年10月28日

静岡県知事 鈴木 康 友

1 解除予定に係る保安林の所在場所

浜松市天竜区春野町堀之内字杉島1116・1118の1（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 解除の理由

河川管理施設用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を静岡県庁、西部農林事務所天竜農林局及び浜松市役所に備え置いて縦覧に供する。）